

本人確認に必要な書類

○ 1点で本人確認書類として認められるもの：1枚で氏名及び写真が確認できる書類

例：マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券、在留カード、

特別永住者証明書、海技免状等国家資格を有することを証明する書類、

障害者手帳等各種福祉手帳、船員手帳、戦傷病者手帳、官公庁職員身分証明書 等

○ ただし、上記書類を持っていない場合、以下に掲げる①と②の書類のうち、①を二つ又は①を一つ及び②を一つの組み合わせであれば、氏名が確認できる書類として提示可能

①健康保険等被保険者証、介護保険被保険者証、年金手帳、年金証書等

②学生証、会社の身分証明書、公の機関が発行した資格証明書等

※ 中学生以下の子供であって、上記の書類がそろわない場合、

本人の健康保険証と法定代理人の本人確認書類（運転免許証、旅券等）で代用可

○ 今後、感染の状況等に応じて、対象地域の変更があり、旅行者への居住地確認が求められることがある

○ 書類が整わない場合、後日、宿泊施設に対して写しを郵送等することとする